

## I 有期実習型訓練の対象者及び活用方法

優秀な人材の確保のため、新たに雇い入れて訓練を実施する場合(基本型)や、既に雇用している自社内のパート労働者等の非正規労働者を正社員化する際などに訓練を実施する場合(キャリア・アップ型)にもご活用いただけます。

有期実習型訓練の受講対象となる方は次のとおりです。

### 1. 基本型

職業能力形成機会に恵まれない者(原則として、過去5年間に於いて概ね3年以上継続して正社員として働いたことがある者以外の者(学卒後6ヶ月以内の者を除きます。))として、キャリア・コンサルタント(※)が認めた方が対象となります。

(※)厚生労働省等が主催する講習を受けた者に限ります。

**NEW!** 対象者の範囲を拡大

(「学卒後2年以内の者を除きます。」から「学卒後6ヶ月以内の者を除きます。」に見直し。)

### 2. キャリア・アップ型

上記(1. 基本型)の要件を満たす既に自社内で雇用している労働者であって、次の①又は②のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 期間の定めのない雇用契約を締結している労働者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者のそれと比べて短く、かつ、30時間未満である方
- ② 有期の雇用契約を締結している方

## キャリア形成促進助成金 (主な助成内容)

- ① OJTについて・・・訓練生1人1時間当たり600円
- ② OFF-JTについて・・・以下に要した経費の助成率(中小企業2分の1、大企業3分の1)に応じた額
  - ・ 教育訓練機関等で行う訓練に係る受講料
  - ・ 訓練実施中の賃金

助成金には要件や上限額があります。詳しくは独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター又はジョブ・カードセンターまでお問い合わせ下さい。